

そのぎ茶市期間中における彼杵駅舎での営業活動募集要領

1 目的

本事業は、そのぎ茶市の開催期間中に、現在は無人駅となっている彼杵駅舎内の旧駅長室を活用し、飲食店営業を行う事業者等を募集・実施することにより、来訪者の満足度向上及び地域のにぎわい創出並びに遊休施設の有効活用の促進を図るとともに、その取組を国内外に向けて発信することを目的とする。

2 施設概要

- ・所在地：長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷
- ・所有者：JR九州（東彼杵町がJR九州と賃貸契約を交わし、営業者へ無償で貸し出しを行う）
- ・構造：木造建て

3 店舗の基本コンセプト

- ・東彼杵町の農林水産物等を使った料理を提供できること。
- ・東彼杵町の農林水産物等が新鮮で安心、さらにおいしいことをPRできること。
- ・利用者が気軽に利用でき、かつ内容に満足できる価格設定であること。
- ・町内の他事業者・団体及び施設と協力して運営を行えること。

4 営業業務の範囲

(1) 設備等

- ・町が転貸する施設は、別紙2の赤枠内とする。
- ・営業に必要な厨房機器、備品等は営業者で準備すること。

(2) 営業等

- ・使用許可部分の清掃は営業者にて行うこと。
- ・省エネ、ゴミ分別、リサイクル、廃棄物発生抑制に協力すること。
- ・施設内の係る消耗品（電球等）費用については町負担とする。
- ・廃棄物等の処理については営業者の負担とする。

(3) その他

- ・営業に必要な広告物（表示）の設置については、事前に町及びJR九州と協議すること。
- ・施設を改修する場合は、事前に町及びJR九州と協議すること。
- ・その他定めのない事項については、その都度協議の上決定する。

5 営業期間

(1) 契約期間

令和8年5月7日～令和8年5月25日

なお、事前準備（仕込み、設営、搬入等）については、町及びJR九州と協議のうえ、期間外での利用も可能とする。

(2) 営業時間等

- ・ そのぎ茶市期間中（計3日間）に営業を行うこと
- ・ 営業時間は、町及びJR九州との協議の上業者が定める。

6 使用料等

- ・ 施設の使用料及び光熱費は町負担とする
- ・ 料理の提供に係る経費（材料費・消耗品費等）は業者負担とする。

7 応募者の資格 ※次の各号を全て満たす者とする

- (1) 食堂経営に必要な資格を有していること（調理師等）
- (2) 外国人来場者への接客（英語での対応）が十分に可能であり、英会話でのコミュニケーションが可能であること
- (3) 活動の様子をドキュメンタリーとして記録・動画制作し、東彼杵町のPRを国内外に発信すること
- (4) 成年被後見人、破産者でないこと
- (5) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しているもの
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと
- (8) 東彼杵町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成23年告示第85号）別表1に掲げる要件に該当する者でないこと
- (9) 地方税、消費税又は地方消費税等の公金を滞納していないこと

8 選定スケジュール

契約締結までのスケジュールは以下のとおり

内容	日程
企画提案書等の提出期限	令和8年2月26日（木）17時00分 必着
応募者審査	令和8年3月初旬
営業者決定	令和8年3月初旬
契約締結	令和8年4月～

9 応募の申込み及び受付期間

(1) 応募時の提出書類

提出物	部数
応募申込書（様式第1号）	1部
企画提案書（様式第2号）	1部
そのぎ茶市期間中における彼杵駅舎での営業活動企画提案書	正本1部、副本1部
暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）	1部
履歴事項全部証明書の原本	1部

(2) 企画提案書作成方法

- ・表紙、目次、本編で構成し、企画書はA4判（横書き）、原則両面印刷長辺綴じ、本編10ページ以内で作成すること。ただし、図表等に対応が困難なものを除く。
- ・表紙題名に「そのぎ茶市期間中における彼杵駅舎での営業活動企画提案書」と記載すること。
- ・別紙の「企画提案書作成要領（別紙）」を熟読の上、具体的に記載すること。

(3) 提出方法

郵送または持参

- ・郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。
- ・持参の場合の受付時間は、土日祝日除く午前9時から午後5時までとし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに連絡すること。

(4) 提出先

住 所：〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6

提出先：東彼杵町役場 産業振興課 商工観光係

(5) 提出受付期間

令和7年2月26日（木）17時00分 必着

10 営業者の決定

(1) 決定方法

応募者の中から企画内容や実施能力等を総合的に審査の上決定する。

(2) プレゼンテーションの実施

応募書類提出後、書類審査を行い書類審査合格者はプレゼンテーションを行う。また、別途追加資料を求める場合がある。

(3) 営業者の決定及び審査の結果

営業者の決定は3月初旬を予定しており、審査結果は応募者全員に通知する。

また、採用された営業者の提案内容の概要については公表する場合がある

11 事業報告書の作成及び提出

営業者は、解約期間満了後60日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。

ただし、契約期間の途中において指定を取り消された時は、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 営業内容実績（提供商品、営業体制等）

(2) 利用実績の数値（来場者数、売上額等）

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要なものとして定める事項

12 その他

(1) 提出書類等の取扱い

- ・提出書類等は、返却せず、本町の責任において処分する。
- ・提出書類等は、提出者に無断で本業務以外に使用しない。
- ・提出書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- ・提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。

(2) 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(3)内容の変更

本公募は令和8年度当初予算の成立を前提として実施するものであり、予算が成立しない場合、又は予算額が減額された場合には、本事業の全部又は一部を実施しない、若しくは内容を変更する場合があります。

13 担当課

東彼杵町産業振興課商工観光係

住所：〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6

電話：0957-46-5354

電子メール：shoukou@town.higashisonogi.lg.jp